

埼玉県新規就農者育成方針

令和４年４月　１日決裁
令和５年４月　１日改正
令和６年３月１８日改正
令和８年４月　１日改正
埼　玉　県　農　林　部　長

１　新規就農者の確保に向けた課題、目標

本県の総農家数は 36,981 戸であり、このうち販売農家は 20,456 戸である（令和 7 年）。

また、自営農業を主な仕事としている基幹的農業従事者は 27,609 人である（令和 7 年）。いずれの数値も、長期的に減少が続いている。

基幹的農業従事者の年齢構成は、65 歳以上の割合が 72.5%（全国は 69.6%）、39 歳以下の割合は 4.2%（全国は 5.0%）であり、全国平均より高齢者の割合が大きい状況である（令和 7 年）。

農業者が減少する中で、本県農業の競争力や持続性を確保するためには、効率的かつ安定的に新規就農者を確保することが重要である。

そこで本県では、農業を担う新たな人材を確保するため、就農相談窓口や休日就農相談会、就農希望地で実践的な就農研修を行う「明日の農業担い手育成塾」の設置などにより就農支援を行っている。

こうした取組の結果、新規就農者数は平成 29 年度以降、毎年度 300 人前後が就農しており、年齢構成は 6～7 割程度が 39 歳以下となっている。

新規就農者数の目標（埼玉県農林水産業振興基本計画（令和 8 年度～12 年度）

現状値　２８９人 / 年間（令和 7 年度）

→目標値　３３０人 / 年間（令和 12 年度）

２　新規就農者に対するサポート内容

（１）就農意欲の喚起

ア　就農・移住相談対応、就農相談会の開催

- ・本県への就農希望者が就農に係る情報を効率的に収集できるよう、関係機関が連携し就農支援セミナー（年 6 回程度）や休日就農相談（年 5 回程度）を開催するほか、新農業人フェア（年 2 回程度）へ出展する。

- ・その他、県内 11 か所に設置している「埼玉県就農相談窓口」で就農について、「住むなら埼玉移住サポート」では移住について、随時相談を受ける。

イ 就農体験ツアー・インターンシップの実施

- ・農業に対する理解を深めるため、埼玉県農業大学校において、農業実習体験講座（年 2 回程度）を開催する。

ウ ホームページ、パンフレット等での情報提供

- ・埼玉県 HP において、埼玉県で就農するために必要となる情報「就農支援ガイド」を掲載する。
- ・移住情報サイト「埼玉で始める農ある暮らし」において、移住までのステップや体験談、市町村の情報等を掲載する。
- ・埼玉県 HP において、生き活きと農業に取り組んでいる青年農業者を紹介する。

（２）就農前の支援

ア 研修の実施（生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等）

- ・（公社）埼玉県農林公社が実施する就農予備校において、研修生の技術レベルに応じたコースで、栽培技術の研修を実施する。
- ・農業大学校（5 学科 8 専攻）において、講義、実習、農家研修を組み合わせた実践教育を行う。
- ・県内各市町に関係機関が連携し実践的な研修等を行う「明日の農業担い手育成塾」を設置し、経営開始に必要な技術習得について研修を実施する。

イ 就農に向けたサポート（就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等）

- ・「埼玉県就農相談窓口」において、就農方法や技術や農地の確保など、新規就農を希望する方の相談を受ける。

ウ 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等

- ・「明日の農業担い手育成塾」において、農地確保のサポートを行う。
- ・「埼玉県就農相談窓口」や県内各市町村・ＪＡにおいて農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談を受ける。

エ 就農前の販路確保、販路開拓に向けた支援

- ・「明日の農業担い手育成塾」において、販路確保・開拓のサポートを行う。
- ・県内ＪＡにおいて農協出荷や直売所等販路確保・開拓のサポートを行う。

（３）就農後の定着、経営発展に向けた支援

ア 就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修

- ・埼玉県の農林振興センター（8 カ所）において、新規就農者に対して生

産技術・経営力向上のための指導、研修を行う。

イ 規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等

- ・「埼玉県就農相談窓口」では機械・施設の導入に必要な補助事業の活用をサポートする。
- ・「埼玉県就農相談窓口」では（公社）埼玉県農林公社や県内市町村農業委員会と連携して、農地中間管理事業等を活用した農地の確保についてサポートを行う。
- ・各農林振興センター・県内ＪＡにおいて制度資金等公的資金に借入について相談を受ける。

ウ 就農後の販路確保、販路開拓に向けた支援

- ・県内ＪＡにおいて農協出荷や直売所等販路確保・開拓のサポートを行う。

エ 地元農家や地域住民との交流促進の取組

- ・埼玉県は青年農業者組織（４Ｈクラブ）や生産組織への加入など地域活動への参加を促し、新規就農者を孤立させない取組を行う。
- ・「明日の農業担い手育成塾」においては卒塾後も指導農家のアドバイスが継続して受けられるようサポートする。

3 交付対象者候補を選定するための基礎となる別表１の２に基づく都道府県加算ポイントの設定

（１）都道府県加算ポイント 別紙のとおり

（２）国共通ポイントと県ポイントの合計値において順位付けを行い、県予算の範囲内で採択できる対象者を決定する。

＊国共通ポイントと県ポイントの合計値が同率の場合は、以下の①～③に基づき順位付けを行う。（例：①でも同率の場合は②に基づき順位付け）

①国共通ポイントの多い順 ②県ポイントの多い順 ③年齢の若い順

その後、ポイントの過不足について（３）のとおり加点・減点を行う。

（３）加点する場合は国共通ポイントと県ポイントの合計値が高い対象者から順に１ポイントずつ加点、減点する場合は同合計値が低い対象者から順に１ポイントずつ減点する。

なお、同率の場合は（２）の＊に準じて加点・減点を行う。

ポイントの過不足がなくなるまでこれを繰り返す。

別紙

No.	項目		ポイント
1	都道府県 が推奨す る研修機 関の卒業	① 公益社団法人埼玉県農林公社が主宰する 就農予備校	1
		② 埼玉県農業大学校	2
		③ 明日の農業担い手育成塾	3
		④ ①+③の場合	4
		⑤ ②+③の場合	5
2	独立・自営 就農時の 年齢	① 40歳以上45歳未満	1
		② 30歳以上40歳未満	2
		③ 30歳未満	3
3	農業経営 基盤強化 促進法に 基づく市 町村基本 構想	① 農業経営の指標で定められた営農類型で ある	1
		② 農業経営の指標で定められた経営規模を 超える計画* ¹ である	2
		③ ①②の両方の場合	3
4	収入保険 等への加 入* ²	① 事業実施年度の翌年度までに加入の手続 きを終えている* ³	3
5	条件不利 地域	① 経営耕地の過半が中間農業地域である	2
		② 経営耕地の過半が山間農業地域である	3
6	経営管理 の合理化	① 事業実施年度の翌年度までにS-GAP 実践農場となっている	3
合計（最大）			20

* 1 青年等就農計画認定申請書における目標年度の作付面積、飼養頭数

* 2 収入保険のほか収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、農業共済、野菜加入価格安定制度への加入でも可

* 3 収入保険の場合、事業実施年度に青色申告、翌年度までに収入保険の申請を終えること（保険適用は事業実施翌年度以降でよい）